

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

平成13年5月17日
規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第2条 法第7条第1項(法第24条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する証明書は、証明書(第1号様式)とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、許可証(第2号様式)とする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

第3条 省令第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 土地の求積図
- (2) 排水施設に係る流量計算書
- (3) 排水施設の縦断図及び構造図
- (4) 工事主の預金残高証明書又は融資証明書
- (5) 工事主の所得税に関する納税証明書(工事主が法人である場合にあっては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書)
- (6) 工事主の事業経歴書
- (7) 工事施行者の住民票の写し(工事施行者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (8) 工事が請負契約を締結する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。)をいう。以下同じ。)を含む場合は、工事施行者が同項の許可を受けていることを証する書類
- (9) 工事施行者の事業経歴書
- (10) 工事をしようとする土地に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 省令第7条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 土地の求積図
- (2) 工事主の預金残高証明書又は融資証明書
- (3) 工事主の所得税に関する納税証明書(工事主が法人である場合にあっては、法人税に関する納税証明書)
- (4) 工事主の事業経歴書
- (5) 工事施行者の住民票の写し(工事施行者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (6) 工事が請負契約を締結する建設工事を含む場合は、工事施行者が建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (7) 工事施行者の事業経歴書
- (8) 工事をしようとする土地に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(不許可通知書の様式)

第4条 法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による不許可の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書(第5号様式)により行うものとする。
(協議の申出等)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長と協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(第6号様式)に省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長に協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書(第6号様式の2)に、省令第7条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により協議申出書が提出されたときは、遅滞なく協議に応じ、これに対する同意又は不同意の決定をし、申出者に通知するものとする。
(工事着手届)

第6条 法第12条第1項の許可を受けた者(法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものを除く。以下同じ。)は、当該許可に係る工事(以下「許可工事」という。)に着手したときは、速やかに、宅地造成等に関する工事着手届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第15条第1項の規定により協議が成立することをもって法第12条第1項の許可があったとみなされた工事(以下「協議工事」という。)に着手する場合について準用する。

第7条 削除
(軽微な変更)

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微変更届(第11号様式)により行わなければならない。
(工事の中止等)

第9条 法第12条第1項の許可を受けた者は、許可工事又は協議工事の中止若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止が生じたときは、直ちに、宅地造成等(中止・再開・廃止)届(第12号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による工事の廃止の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該工事に着手していないときは、第1号及び第2号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 廃止時における当該土地の状況を明示した書類

(2) 防災措置に関する書類

(3) 宅地造成等に関する工事の許可証

(4) その他市長が必要があると認める書類

(届出書の添付書類)

第10条 法第21条第1項の規定による届出を行おうとする者は省令第52条第1項又は第3項の届出書に第1号及び第2号に掲げる書類を、法第21条第3項又は第4項の規定による届出を行おうとする者は省令第55条又は第56条の届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) 土地の平面図

- (3) 土地の断面図
- (4) 排水施設の平面図
- (5) その他市長が必要があると認める書類
(届出工事の変更)

第11条 法第21条第1項の規定により届出をした工事主又は同条第3項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

第12条 削除
(技術的基準の特例)

第13条 政令第20条第1項の規定により、市長が災害の防止上支障がないと認める土地においては、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて次に掲げる工法により措置することができる。

- (1) 間知石空積み工又はその他の空積み工
- (2) 積苗工
- (3) 筋工
- (4) 鋼矢板工又はコンクリート矢板工

2 政令第20条第2項の規定により、次のとおり技術的基準を付加する。

- (1) 凹部等を有する土地において著しい盛土をする場合においては、適当な位置にコンクリート堰堤、枠等を埋込暗渠とともに埋設し、かつ、盛土下端部分にすべり止め擁壁を設置しなければならない。
- (2) 政令第16条第1項の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、1時間当たり降雨量については、50ミリメートル以上の数値を用いて行わなければならない。

(工事の一部完了の検査)

第14条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主は、法第12条第1項本文の工事の一部が完了した場合においては、市長が当該工事に係る土地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地又は農地等の用に供し得るものであると認めたときは、当該完了した工事について法第17条第1項の検査を受けることができる。

(定期の報告)

第14条の2 法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書(第13号様式)により行わなければならない。

(公告の方法)

第15条 法第20条第5項(法第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 措置を行う期日及び場所
- (2) 措置の内容
- (3) その他市長が必要があると認める事項

(記録の整備)

第16条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事主又は工事施行者は、法第12条第1項本文の工事(法第16条第1項本文に規定する変更に係る工事を含む。)をする場合において、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表右欄に掲げる報告事項についてその施行状況を明らかにした写真その他の資料を整備し、市長がその提出を求めたときは、直ちに提出しなければならない。

工種の種類	報告事項
擁壁工事(高さが1メートル以下のものを除く。)	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
その他の工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 埋込排水管の施設状況

(申請手数料の免除)

第17条 法第12条第1項若しくは第16条第1項の許可の申請又は法第18条第1項の検査の申請であつて、市長が当該申請に係る工事を必要とする理由が自然による災害に起因すると認めた場合においては、申請手数料は、免除する。

2 前項の規定による宅地造成等に関する工事の申請手数料の免除を受けようとする者は、免除申請書(第14号様式)にその理由が自然による災害に起因することを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年5月18日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第72号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月23日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例により規制するものとされた宅地造成に関する工事に係る改正前の宅地造成等規制法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。